

浜松市病院事業診療報酬交付金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市病院事業の設置等に関する条例（昭和48年浜松市条例第16号、以下「条例」という。）第2条の規定により浜松市が設置する浜松市リハビリテーション病院（以下「リハビリ病院」という。）の円滑な運営を図るため、条例第10条第1項の規定による指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して交付する診療報酬交付金について必要な事項を定める。

(診療報酬交付金)

第2条 診療報酬交付金（以下「交付金」という。）とは、リハビリ病院の指定管理者に対し、基本協定書に基づき、地方自治法第232条の2の規定による補助として交付するものであり、次条において算定する。

(交付金の算定)

第3条 交付金の額は、入院・外来などの診療収益の額、その他医業外収益の額、国県支出金の額及び政策的医療にかかる浜松市一般会計からの負担金の額の合計額から病院事業にかかる必要経費の額を減じた額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該交付金の額を予算の範囲内において増額、減額できるものとする。

2 入院・外来などの診療収益、その他医業外収益、国県支出金の額及び政策的医療にかかる浜松市一般会計からの負担金及び病院事業にかかる必要経費の各用語の示す内容は、別表のとおりとする。

(利益の清算)

第4条 指定管理者が、1千万円以上の利益を出した場合、市に対して、1千万円を越える利益の額の1/2を返還することとする。

(交付金の概算払請求)

第5条 指定管理者は、交付金の概算払請求額として、入院・外来などの診療収益及びその他医業外収益で収入調定した額から病院事業にかかる必要経費のうち減価償却費の額を控除した額を、診療報酬交付金概算払請求書（第1号様式）（以下「請求書」という。）により、別に定める請求内訳書を添付して、月3回市長に請求することができる。

2 指定管理者は、交付金の概算払請求額として、政策的医療にかかる浜松市一般会計からの負担金から病院事業にかかる必要経費を控除した額を、請求書により、別に定める請求内訳書を添付して、市長が定める時期に請求することができる。

3 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、管理運営に必要な経費について、請求書により、別に定める請求内訳書を添付して、市長が定める時期に請求することができる。

(交付金の概算払)

第 6 条 指定管理者から前条の規定により請求書の提出があった場合は、市長は、その内容を審査し、必要と認めるときは請求書に基づき概算で交付金を交付することができる。

(交付金の交付等)

第 7 条 市長は、毎年度末日において交付金の額を決定するものとする。この場合において、市長は、当該決定した額を診療報酬交付金交付額決定通知書（第 2 号様式）により指定管理者へ通知し、交付金を交付する。

2 前項の場合において、第 5 条の規定に基づき既に支払われた交付金の額が、前項の規定により市長が決定し通知した交付金の額を上回ることとなるときは、市長は、当該上回ることとなる交付金の額に相当する額を、期限を定めて指定管理者から返還させなければならない。

3 第 1 項の場合において、第 5 条の規定に基づき既に支払われた交付金の額が、第 1 項の規定により市長が決定し通知した交付金の額に満たないときは、市長は当該満たない額を限度として交付金を追加して交付するものとする。

(証拠書類の整理保存)

第 8 条 指定管理者は、交付対象業務に係る支出の内容を証する書類を整理保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年度分の交付金から適用する。
- 2 浜松市病院事業診療負担金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 2 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度及び平成25年度の建替えに関する経費については、第3条の病院事業にかかる必要経費の額から除くことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度の建替えに関する経費については、第3条の病院事業にかかる必要経費の額から除くことができる。
- 3 第3条の病院事業にかかる必要経費の額を算出するときの減価償却費については、平成26年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

年 度	減価償却費
26年度	0千円
27年度	187,500千円
28年度	187,500千円
29年度	187,500千円
30年度	187,500千円

- 4 平成26年度の新会計制度移行により臨時的に発生する収益及び経費については、交付金算定から除くことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月18日から施行する。
- 2 平成26年4月1日施行の改正附則第3項の規定にかかわらず、第3条の病院事業にかかる必要経費の額を算出するときの減価償却費については、平成26年度から平成30年度までは、次のとおりとする。

年 度	減価償却費
26年度	50,000千円
27年度	175,000千円
28年度	175,000千円
29年度	175,000千円
30年度	175,000千円

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月20日から施行する。
- 2 第3条の病院事業にかかる必要経費の額を算出するときの減価償却費については、平成31年度から平成35年度までは、次のとおりとする。

年 度	減価償却費
3 1 年度	175,000 千円
3 2 年度	175,000 千円
3 3 年度	175,000 千円
3 4 年度	175,000 千円
3 5 年度	175,000 千円

別 表 (第 3 条 関 係)

用 語	浜松市病院事業予算の款，項及び目			収入又は支出の内容
	款	項	目	
入院・外来などの診療収益	リハビリ 病院事業 収益	医業収益	入院収益	入院医療に係る収益
			外来収益	外来医療に係る収益
			その他医業 収益	室料差額収益、公衆衛生活動収益、 医療相談収益、受託検査施設利用収益、 その他医業収益
その他医業外収 益	同上	医業外収 益	その他医業 外収益	臨床実習委託金、行政財産使用料等
		特別利益	過年度損益 修正益	過年度分に係る収益
国県支出金	同上	医業外収 益	国庫支出金	病院事業について、国の補助基準により 交付を受けられる補助金等
			県支出金	病院事業について、県の補助基準により 交付を受けられる補助金等
政策的医療にか かる浜松市一般 会計からの負担 金	同上	医業収益	他会計負担 金及び補助 金	リハビリに対する一般会計からの負担金
		医業外収 益		
病院事業にかか る必要経費	リハビリ 病院事業 費用	医業費用	給与費	給料、手当等、賃金、報酬、法定福利費、 退職給付費、賞与引当金繰入額
			経費	厚生福利費、報償費、旅費交通費、消耗 品費、食糧費、印刷製本費、保険料、賃 借料、委託料、諸会費、公課費 貸倒引 当金繰入額等
			減価償却費	有形固定資産の減価償却費
			資産減耗費	固定資産除却費
			長期前払消 費税償却	長期前払消費税償却
		医業外費 用	支払利息及 び企業債取 扱諸費	既往債利息及び一時借入金利息
		消費税及び 地方消費税	消費税及び 地方消費税	消費税法により課税される消費税及び地 方消費税
		雑損失	雑損失	雑支出
特別損失	特別損失	過年度損益 修正損	過年度分に係る費用	

第 1 号様式

診療報酬交付金概算払請求書

金

円

ただし、浜松市病院事業診療報酬交付金交付要綱に基づく
(病 院 名) 月分診療報酬交付金として上記のとおり請求いたし
ます。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

指定管理者

第 2 号様式

平成 年 月 日

指定管理者 様

浜松市長

(病院名) 診療報酬交付金交付額決定通知書

平成 年度 (病院名) 診療報酬交付金交付額について下記のとおり決定します。

なお、この診療報酬交付金は、地方自治法第 2 3 2 条の 2 の規定に基づくものである。

記

平成 年度 (病院名) 診療報酬交付金交付額 円